**韓国における司法補助官制度の概説(金裕桓)**

◇ 要約 ◇

本稿では司法補助官制度の導入趣旨と根拠規定、司法補助官の選抜・教育・配置・配属及び公正性・中立性確保のメカニズムについて概括的に説明した。法院組織法第54条第3項は「司法補助官の処分に対しては、大法院規則で定めるところにより法官に異議申請をすることができる」という一般原則を宣言しており、これに基づき司法補助官規則は第３条で「支給命令等の処分に対する不服」を、第4条で「即時抗告等の対象となる処分に対する異議申請」を順次規定しているが、本稿ではこの２類型の不服申立方法に関して詳細に述べた。最後に司法補助官制度の合憲性と関連して憲法裁判所判例を紹介した。

**Ⅰ　司法補助官制度の意義**

１　意義

司法補助官制度は、ドイツの“司法補助官（Rechtspfleger）制度”をモデルとして、大法院傘下に設置された司法制度発展委員会が1994年2月16日に司法補助官制度の導入を建議し、1997年頃から制度の導入のための議論が本格的に始められ、長い議論を終えて、2005年7月1日に施行され、今日に至る。

法院の業務の爆発的な増加により法官の業務負担が過大となり、司法人材をより効率的に活用するため実質的に争訟に該当しない付随的業務と公証的性格を有する司法業務等については相当な経験と能力を有する司法補助官が処理できるようにする趣旨である。

司法補助官制度に関しては、憲法裁判所も以下のように判示している。すなわち、「口頭弁論主義と公判中心主義による裁判の充実化の要請等から、法官が実質的争訟に該当する裁判業務に、より多くの時間と労力を投入しなければならないという必要性は増加しているが、法官の数を増やすには限界がある。したがって、立法者としては法院の業務のうち相対的に争訟性がないか希薄な業務を、法官ではないものの、これらの業務を担当する能力と専門的知識を有する者に担当させられるようにでき、そうなれば法官がすべてを担当する場合よりむしろ全体的に司法サービスの質を強化させ国民の権利保護をより一層図ることができる」と。

２　根拠規定

2005年3月24日法律第7402号法院組織法第54条を改正して、司法補助官制度を導入し、2005年7月1日から施行している。法院組織法第54条は大法院と各級法院に司法補助官を置くことができ（1項）、司法補助官は民事訴訟法、民事執行法等により一定の法院業務のうち大法院規則で定められた業務を行うことができ（2項）、司法補助官は法官の監督を受けながら業務を遂行し、司法補助官の処分に対しては大法院規則で定めるところにより法官に異議申請をすることができ（3項）、司法補助官は法院事務官または登記事務官以上の職級を5年以上勤務した者、法院主事補または登記主事補以上の職級を10年以上勤務した者のうち、大法院規則で定める者とし（4項）、司法補助官の職制と人数その他必要な事項は大法院規則で定めるところによる（5項）と規定されている。

そして、司法補助官規則は、法院組織法第54条の規定により司法補助官が行うことができる業務の範囲、司法補助官の処分に対する異議申請、業務の監督、司法補助官の資格及び選抜、職制、教育、その他必要な事項を定めている。（司法補助官規則（以下、司補規）1条）

**Ⅱ　司法補助官の資格と地位**

３　司法補助官の選抜

法院事務官又は登記事務官以上の職級として5年以上勤務するか、法院主事補または登記主事補以上の職級として10年以上勤務した者のうちから法院公務員中央人事委員会で候補者として選抜され教育を履修した者を司法補助官として選抜する（法院組織法、以下「法」54条4項、規則11条）。司法補助官は法院理事官・法院副理事官・法院書記官・法院事務官または登記事務官として補する（司補規12条）。しかし、現在の人事運用は法院書記官以上の職級として補している。

４　司法補助官の教育

大法院長は、候補者に対して一定の期間、司法補助官の職務に関する教育を実施しなければならない。候補者に対する教育は司法研修院が管理する（司補規21条）。研修院長は6か月の範囲内で、教授会の審議を経て教育期間を定める（司補規24条）。参考に現行の教育機関は5か月である。

候補者に対する教育は理論教育と実務教育に区分して実施される。（司補規23条）。

司法研修院長は各級の法院量に候補者の実務教育を委託することができる（司補規25条1項）。

2024年の基準で、2024年1月2日から5月31日の教育期間に法律理論講義（216時間）、院外実務教育（144時間）等を実施している。

５　司法補助官の配置と補職

法院組織法第54条第1項は「大法院と各級法院に司法補助官を置くことができる」と規定し全ての法院に司法補助官を置くようにした。2023年7月1日現在、定員190名（法院副理事官又は法院書記官）に対し、現員201名（法院副理事官8名、法院書記官193名）である。

司法補助官の補職期間は4年とし、その補職期間は最初の補職日を基準として算定され、教育訓練期間も算入する（司法補助官選抜と運用に関する例規6条1項、2項）。法院行政処長は人力需給のために必要であると認定した時期まで補職期間を延長することができる（同例規6条3項）。司法補助官は上記4年の補職期間が満了した後であっても司法補助官として継続して勤務することができる。継続勤務期間は1年を単位とする（同例規7条1項、3項）。

司法補助官は原則として他の職を兼職することはできないが、所属機関長は人力需給事情上必要だと認める場合には所属機関内で他の職位を兼職できるようにすることができる（同例規則10条1項）。また、所属機関長は所属4級以下の法院・登記事務職公務員のうち司法補助官教育を履修ないし司法補助官勤務経験を有する者から4級以下の司法補助官を兼職できるようにすることができる（同条2項）。そのほかに兼職できるようにする場合には、所属機関長は法院行政処長の承認を得なければならない（同条3項）。

６　司法補助官の公正性・中立性確保措置

司法補助官の業務は、所属法院長（支部長を含む。以下同じ。）が指定する所属法院の判事が監督する。司法補助官は業務監督を指定された判事に業務の現況を定期的に報告しなければならない。所属法院長と業務監督を指定された判事は、司法補助官に対して具体的な時間の処理経過と処理結果を報告することを命じることができる（司補規6条）。

司法補助官は配当された事件が所属法院長または業務監督を指示された判事が単独判事等に処理させることが相当であると認定し、事件の送付を命じる場合等には、当該事件を所属法院の単独判事等に送付しなければならない（司補規7条1項）。

司法補助官に対する除斥・忌避・回避に関しては、法院事務官等の場合と同様、民事訴訟法第41条ないし第49条の規定を準用して、その裁判は所属法院の合議部が決定することとした（司補規9条）。

**Ⅲ　司法補助官の担当業務**

７　序説

法院組織法第54条第2項は司法補助官が一定の業務のうち大法院規則が定める業務を行うことができるとし、司補規第2条第1項で司法補助官が行うことのできる業務を列挙している。これは限定的列挙の意味であると解するのが相当である。

司法補助官は主に競売等民事執行手続で実質的争訟に該当しない非訟的業務と執行文付与手続のような公証的性格の業務のうち、法律と大法院規則が委任する一部のみを処理し、当事者間に争いのある実質的争訟事件である民・刑事上の一般事件は担当しない。

８　訴訟費用額または執行費用額確定決定業務（司補規2条1項1号）

法院は事件を完結する裁判をしながら、職権で訴訟費用の裁判をしなければならない（民事訴訟法（以下「民訴」）104条、105条）。その他、同様の訴訟費用の負担を定める裁判でその金額が定められない場合には、その裁判が確定されるか、訴訟費用負担の裁判が執行力を有した後に、第一審法院が当事者の申立てにより決定でその訴訟費用額を確定する（民訴110条1項）。このような手続を訴訟費用額確定手続という。

強制執行に必要な費用は債務者が負担し、その執行のために優先的に弁償を受けるが（民執53条1項）、この規定により債務者が負担しなければならない執行費用としてその執行手続きで弁償を受けられなかった費用は、債権者の申立てにより執行法院が決定でその額を定める（民事執行規則24条1項）。

訴訟費用額または執行費用額確定決定業務は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項1号、民訴110条～115条）

９　支給命令業務（司補規2条1項2号）

支給命令手続は金銭その他の代替物あるいは有価証券の一定の数量の支給を目的としてする請求に対し債権者がする簡易・迅速に執行権原（公正証書）を取得するようにするために、履行の訴えの代わりに法が設けた特別訴訟手続である（民訴462条、大法院2011年11月10日宣告2011ダ54686判決）。支給命令は債務者の参与なしに債権者の一方的な主張だけでなされる。支給命令が送達された後、債務者は異議申請をすることができ、この場合は、通常の訴訟手続に変えられる。

督促手続きに関する事務は、司法補助官が担当することができる（司補規2条1項2号）。督促手続における法院の事務は、管轄と印紙を審査したり、送達を確認するなどの定型的な事務であり、督促手続は債務者の異議によりはじめて争訟的性格をもつことになるので、司法補助官の事務としてすることができる。

「訴訟記録の送付時」を基準として、記録送付前の発令法院が行う事務（異議申請の形式的な要件を判断する事務を含む）は、司法補助官が担当し、適法な異議申請が提起され、訴訟記録を管轄法院に送付した後の事務は、判事が担当することになる。これにより、不適法な異議申請に対する却下決定（民訴471条1項）、不足する印紙額の補正命令（民訴473条1項）及び支給命令申請書却下決定（民訴2項）も司法補助官の事務として含まれる。

10　履行勧告決定に関する業務（司補規2条1項第3の2号）

履行勧告決定とは、少額事件の訴えが提起された場合に、法院は訴状部分か提訴調書謄本を添付して、被告に対して請求の趣旨の通りに履行することを勧告する決定であり（少額事件審判法5条の３第1項）、弁論による訴訟手続に回付する前に行われる前置手続である。これは支給命令と和解勧告決定制度（民訴225条ないし232条）の概念を合わせて反映し少額事件審判法に導入したものであり、少額事件の簡易な処理と当事者の不便を軽減する立法目的で新設された制度である。

少額事件履行勧告決定に関する事務は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項第３の２号）。

11　公示催告業務（司補規2条1項3号）

「公示催告」という、法院が当事者の申立てにより不特定または不分明な相手方に対して権利または請求の申立てを催告して、その申立てがない場合には失権の効力が生じ得るという趣旨の警告を貼り、公告する裁判上の催告をいい、このような催告により警告した失権を除権判決で宣告する手続が公示催告手続である。民事訴訟法第477条ないし第479条の規定により公示催告に関する法院の事務すなわち公示催告手続のうち公示催告の下付に関する法院の事務は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項3号）。

　　ただし、公示催告手続のうち除権判決は司法補助官の業務から除外され、公示催告期日の実施も除権判決宣告と同時になされるということで司法補助官の業務から除外される。

12　承継執行文等付与業務（司補規2条1項4号）

判決を執行するにあたり条件が付されている場合（民事執行法（以下、民執））30条2項）、承継執行文の場合（民執31条１項）及び執行文の数通付与及び再度付与の場合（民執35条1項）には裁判長の命令がなければならない（民執32条1項、35条1項）。

民事執行法第32条及び第35条により執行文付与命令に関する事務は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項4号）。

13　債務不履行者名簿登載業務、財産照会業務（司補規2条1項5号、6号）

1990年の民事訴訟法改正において、金銭債権の実効性確保を目的としてドイツの開示保証制度を導入し、金銭債務を履行できない債務者に対して、財産探索手段として財産明示制度を、間接強制的手段として債務不履行者名簿制度をそれぞれ新設した。2002年に民事執行法を制定しながら、この制度を大幅に整備して財産明示等を申し立てることのできる執行権原の範囲を拡大し、その手続きと債務不履行者名簿制度手続きを整備し、財産明示命令違反者に対して拘置〔民事制裁〕制度を新設した反面、財産照会制度を新設した。

ここには債務者の身体拘束をできる拘留決定（民執68条1項）手続が含まれており財産明示業務は法官の業務として残され、債務不履行者名簿登載事務と財産照会事務を司法補助官が担当することができるものとされた（司補規2条1項5号、6号）。

14　民事執行業務（司補規2条1項7号～14号）

（１）不動産・自動車・建設機械及び小型船舶、債権及びその他財産権に対する執行業務

イ）強制執行業務

不動産・自動車・建設機械及び小型船舶（以下、不動産等）を対象としてなされる強制競売と債権及びその他財産権に対する強制執行を司法補助官が担当することができるようにした（司補規2条1項7号、9号）。反面、船舶と航空機に対する強制執行業務は法官の業務として残された。

また、①不動産等に対する強制執行において、競売開始決定に対する異議事件は司法補助官の事務から除外され（司補規2条1項7号）、②債権及びその他の財産権に対する強制執行からも差押禁止債権の範囲変更、債権回収額の制限許可は法官の事務とした（司補規2条1項9号）。

ロ）任意競売業務

不動産等を目的してなされる担保権の実行のための競売手続、債権及びその他財産権を目的としてなされる担保権の実行手続は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項11号、12号）。反面、船舶と航空機に対する担保権の実行のための競売手続は法官の業務として残された。個別的に除外される業務は強制競売の場合と同一である。

留置権等による競売手続についても同一である（司補規2条1項13号、11号、12号）。

ハ）配当手続業務

不動産はもちろん（司補規2条1項7号11号）、動産に対する配当手続に関する法院の事務も司法補助官が担当することができる業務である（司補規2条、1項10号、12号、13号）。

二）その他

①　物の引渡請求の強制執行手続（司補規2条1項11号、民執258条、259条）

②　不動産に対する強制競売手続等一定の執行手続における法院の事務の間の執行の停止及び制限（民執49条）、執行処分の取消及び一時維持（民執50条）、債務者遺産に対する強制執行についての特別代理人の選任及び解任（民執52条2項3項）、軍人・軍務員に対する強制執行の嘱託（民執54条）、競売手続の停止及び競売手続の取消・一時維持（民執266条、270条、272条、274条1項）（以上、司補規2条1項14号）

（２）有体動産に対する執行における差押物の引渡命令等の業務

有体動産に対する強制執行は執行官が実施するが（民執2条参照）、有体動産の差押物を第三者が占有している場合、その物を執行官に引き渡すように命じる命令（民執193条、差押物の引渡命令）や特別現金化命令（民執214条）、売却実施命令（民執216条）に関する事務については例外的に司法補助官が担当することができる（司補規2条1項8号）。

有体動産を目的としてなされる担保権の執行手続、留置権等による競売手続の場合も同様である（司補規2条1項12号、13号、8号）。

15　本案の提訴命令及び解放供託についての仮差押執行取消業務（司補規2条1項15号16号）

保全処分が発令され有効に存続しているにも拘わらず、債権者が本案の訴えを提起しない場合、債務者は保全処分の発令法院に本案の提訴命令を申し立てることができる（民執287条1項）。また、債務者が仮差押命令に記載された解放金額を供託したときは、法院は執行した仮差押えを取り消さなければならない（民執299条1項）。

仮差押えに対する本案の提訴命令か解放供託により仮差押執行取消に関する事務は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項15号、16号）。

仮差押・仮処分手続及びその不服申立手続は民事執行法で規定されているが、執行権原がない状態で仮に債務者の財産を凍結する措置をする手続であり、被保全権利の全部ないし保全の必要性に対する実体的判断が必要な実質的争訟に該当するので司法補助官の業務から除外された。

法文は「仮差押・仮処分執行の取消に関する法院の事務」（司補規2条1項16号）と規定しているが、民事執行法第309条第1項の「執行する処分の取り消し」は仮処分決定に対する異議申請がある場合になされる暫定処分としての性格を有しているため、司法補助官の業務に属しておらず、現在では解放供託としての仮差押執行の取消のみが司法補助官の業務に属している。一方、債権者が執行取消（解除）申請をする場合や債務者等が民事執行法第49条、第50条の執行取消書類を提出する場合の抹消嘱託等の執行取消事務は、民事執行法制定当時、法院事務官の業務として調整されたので、このような事務も司法補助官の業務ではない。

16　賃借権登記命令業務（司補規2条1項17号）

賃借権登記命令手続は、「賃貸借が終了」した後、「賃貸借保証金が返還されない場合」に賃借人に単独で賃借権登記申請をできるようにし、すでに対抗力と優先弁済権を有している賃借人が賃借権登記命令の執行により賃借権登記を完了後、他の場所に住居を移転しても既存の対抗力と優先弁済権をそのまま維持することができ、対抗力と優先弁済権がない賃借人は賃借権登記を完了すれば、そのときから対抗力と優先弁済権を取得することができるようにする制度である（住宅賃貸借保護法3条の３　5項、商業ビル賃貸借保護法6条5項）、賃借権登記命令とその執行の取消に関する事務は司法補助官が担当することができる（司補規2条1項17号）。

17　家庭法院の事務のうち一部（司補規2条1項18号、19号）

家事訴訟法第2条第1項第2号カ目32）による相続の限定承認申告または放棄申告の受理と限定承認取消申告または放棄取消申告の受理手続、未成年子女がいない当事者の家族関係の登録等に関する法律第75条第1項、第4項による協議離婚確認手続における家庭法院の事務が、新たに司法補助官が担当することができる業務とされた（司補規2条1項18号、19条、法54条2項）。

１　その他、別の法律で司法補助官が担当するものと規定されている事務（司補規2条1項20号）

18　更正処分業務（司補規2条1項21号）

司補規第2条第1項第1号から第20号までの規定による処分に計算の誤りや記載その他これに類する誤謬があることが明らかなときには、職権または当事者の申立てによりこれを更正する事務も司法補助官が担当できる。

19　結語

上記のように、司法補助官制度導入以後、多様な分野で業務領域の拡大がなされてきた。

**Ⅳ　司法補助官制度の導入と不服方法の変形**

20　総説

民事訴訟法と民事執行法は司法補助官制度導入以前に立法されたものであるから、当然のことながら判事が訴訟・執行手続上の業務を遂行することを前提として、判事がした裁判等の処分に対する不服方法を定めている。反面、司法補助官は上記のような立法後に施行された法院組織法第54条と司補規第2条により判事に代わって訴訟・執行手続上の業務を遂行するようになったので、司法補助官が行った裁判等の処分に対する不服は法院組織法第54条第3項と司補規第3条、第4条により処理される。法院組織法第54条第3項は 「司法補助官の処分に対しては大法院規則に定めるところにより法官に異議申請をすることができる」”との一般原則を宣言している。これは元来司法補助官の業務を判事が処理していた状況では存在しなかった「異議申請」制度を新たに設けたものである。すなわち、判事の処分に対しては民事訴訟法や民事執行法による通常の不服手続に従えばよく、司法補助官の処分に対してはそれ以前の段階で 「法官に異議申請」をすることができるようにした。これにより民事訴訟法と民事執行法等の手続法の規定はその限度で変形される結果に至った。

司法補助官は法官ではないため、司法補助官の処分に対し法官が審査することができるようにしたのは、憲法第27条第1項の「すべての国民は憲法と法律が定める法官により法律による裁判を受ける権利を有する」との規定と憲法第101条第1項の 「司法権は法官で構成された法院に属する」との規定に司法補助官制度を合致させる措置である。したがって、司法補助官の処分という裁判とこれに対する異議申請に関する判事の裁判がひとつの審級で行われることにより、事実上第１審が司法補助官による第1－1審と判事による第1-2審に分けられるようになった。

21　二つの不服類型等

３）　初説

法院組織法第54条第3項の委任により司補規は第3条で 「支給命令等の処分に対する不服」を、第4条で「即時抗告等の対象になる処分に対する異議申請」を順次規定することにより次のような二つの類型を設定している。

４）第1類型(司補規司法補助官規則3条)

個別法によると処分に対する不服方法が異議申請等であり、その異議申請等に対して同じ審級の判事が審査するように規定している場合には、当該法律で規定する異議申請等の手続にそのまま従うものとした。

支給命令に対する異議申請(民訴469条2項)、履行勧告決定に対する異議申請(少額事件審判法5条の4)、執行に関する異議申請(民執16条1項)、住宅賃貸借保護法及び商業ビル賃貸借保護法上の賃借権登記命令に対する異議・取消申請(住宅賃貸借保護法3条の3第3項、商業ビル賃貸借保護法6条3項)、配当表に対する異議(民執151)がこれに該当する。

この場合には司法補助官の処分に対する異議申請手続は当該処分を判事がした場合と原則的に同様である。これは個別法で認める不服手段と司法補助官の処分に対する異議申請という二重の不服方法を置いたために生じ得る手続上の遅延と混乱を防ぐためである。 したがって、司補規第3条は第4条と異なり「異議申請」という用語に代えて「不服」という用語を使用しており、厳密な意味では司補規第3条は法院組織法第54条第3項が予定している別途の「異議申請」には該当しない。 司補規第3条の不服手続では司法補助官による再度の考案は許容されていない。

一方、司法補助官が作成した配当表と関連して、2017. 3. 31. 改正前の旧司補規第5条は、これに対する異議申請がある場合、配当期日を中止して異議申請事件を遅滞なく所属法院の判事に送付することで判事をして配当表を作成させ、配当期日を実施するようにし、これに対して再び異議と配当異議訴訟等による不服申立てをするようにした。司法補助官が作成した配当表に対する異議手続に司法補助官及び判事が重複して関与することにより発生する配当利害関係人の不便を解消し、迅速な手続進行を図るために 2017. 3. 31. 改正された司法補助官司補規は第5条を削除し、同規則第3条第4号を新設し司法補助官が作成した配当表に対する不服も民事執行法第151条に規定されている配当表に対する異議手続にそのまま従うものとした。

５）第2類型(司補規4条)

イ）異議申請

司法補助官の処分のうちそのような処分を単独判事または合議部(以下 「単独判事等」という)がしたならば、抗告・即時抗告または特別抗告の対象となる場合、これに対する不服は ‘異議申請’の方法によるものとした。例えば、司法補助官の処分のうちそのような処分を単独判事等がしたならば民事執行法第15条の即時抗告の対象となる場合についての不服方法は第2類型に属する。従来は ‘判事が処理する場合’と規定されていたが, これを大法院2008. 6. 23.付 2007マ634決定の趣旨に従い整備し ‘単独判事または合議部’と改正することで解釈上, 実務上の混乱を防止した。

判事が処理する場合 ‘一般抗告’の対象となる処分は 提訴命令申請を棄却したり却下する決定(民訴439条), 賃借権登記命令申請を棄却する決定(住宅賃貸借保護法3条の3 4項, 商業ビル賃貸借保護法 6条 4項) 等がある。

判事が処理する場合 ‘即時抗告’の対象となる処分としては, 差押命令･推尋問命　　　令･転付命令の申請に関する裁判(民執227条 4項, 229条 6項, 273条 3項)と差押　　　物引渡命令(民執193条 5項, 272条), 訴訟費用額･執行費用額確定決定(民訴110条 　　　3項, 民執 23条), 訴訟履行後印紙未補正を理由としてする支給命令申請書却下決　　　定(民訴473条2項), 支給命令に対する異議申請却下決定(民訴471条2項), 公示催告　　　不許可決定(民訴478条1項), 債務不履行者名簿登載申請に対する裁判(民執71条3　　　　項), 競売申請棄却・却下決定(民執83条5項, 268条), 売却許可可否決定(民執129条, 　　268条), 不動産の滅失等による競売取消(民執96条2項), 解放供託を理由としてする　　　仮差押執行取消決定(民執299条3項), 更正裁判(司補規2条1項21号, 民訴211条3項) 　等がある。

判事が処理する場合 ‘特別抗告’の対象となる処分として支給命令申請却下決定(民訴465条2項,訴訟促進等に関する特例法20条の2 4項)と訴訟手続回付決定(民訴466条3項), 有体倒産執行手続における特別現金化命令(民執214条2項, 272条) 等がある。

　　これに対しては一旦同じ審級の単独判事等が審査し直接処理するか抗告法院に送付する等の手続が踏まれる。同じ審級内に別途‘異議申請’手続を準備し再審査がなされることにより, 法院組織法第54条第3項が予定している ‘異議申請’に該当し一定の続審(續審)ということができる。司法補助官が売却許可決定をする場合にも当事者としては即時抗告ではなく司法補助官の処分に対する異議申請をしなければならず、仮に当事者が即時抗告の形式で不服しても、これを司法補助官の処分に対する異議申請として処理しなければならない。

ロ）異議申請の相手方と方式

異議申請は、異議申請対象となる処分の表示とその処分に対する異議申請の趣旨を踏まえた方法で司法補助官にしなければならない。もっとも司補規第2条第1項各号で該当法令が異議申請方法を書面によると限定するときにはこれらの事項を記載した書面を司法補助官に提出しなければならない(司補規4条2項)としている。

異議申請をする場合には印紙と手数料を納付する必要がない(司補規 4条4項)。異議申請事件の送付を受ける単独判事等が抗告または即時抗告の対象となる処分について異議申請が理由がないと認定し、司法補助官の処分を認可して、異議申請事件を抗告法院に送付する直前の段階でようやく印紙補正を命じることになる(司補規4条6項6号参照)。

売却許可決定に対する異議申請の場合、従前では司法補助官に対して異議申請をする段階では 保証提供書類等を付ける必要がなかったので、改正司補規(2015. 3. 23. 施行)で司法補助官の処分に対する異議申請時にも民事執行の抗告手続より要件を整えるようにすべく印紙を除外する(司補規 4条4項) 。保証提供書類等の抗告手続の要件となる書類等を民事執行法の規定に従い提出しなければならない(司補規4条10項、 民執15条3項、130条3項、 4項)。これは民事執行法が規定する執行手続の遅延防止と濫抗告防止という立法趣旨に反しないようにするため、司補規を整備したものである。

異議申請書を提出するときには、異議申請に対する法院の判断である決定文送達と抗告法院記録送付費用は異議申請人が負担しなければならず、送達料を予納しなければならない(民訴規19条1項, 送達料規則2条, 第一 87-4 6条 1項)。

ハ）異議申請期間

司法補助官の処分のうち単独判事等が処理する場合、即時抗告または特別抗告の対象となる処分に対する異議申請は、その処分を告示された日から7日以内にしなければならず、家事訴訟法第43条による即時抗告の対象となる処分(相続の限定承認ㆍ放棄申告及び限定承認取消ㆍ放棄取消申告の受理)に対する異議申請はその処分を告示を受けた日から14日以内にしなければならない。この期間は不変期間である(司補規4条3項)。

以下のように通常抗告の対象となる処分の場合には、その処分に対する異議申請に期間の制限はなく、処分の取消しを求める利益があればいつでもすることができる。

二）司法補助官の処理

司法補助官が異議申請を受けるときには、異議申請事件を遅滞なく所属法院の単独判事等に送付しなければならない(司補規4条5項)。このとき特別抗告の対象となる決定を除外し、異議申請に理由がある場合には司法補助官は迅速に再度の考案により自身がした処分を更正することができる。

更正決定に対する利害関係人は異議申請を提起することができ、異議申請がある場合には即時判事に記録を送付する。異議申請がその要件を充たさなかったり、期間を徒過した場合でも判事がその却下の可否を決定できるように、事件を判事に送付しなければならない。

司法補助官が判事に異議申請事件を送付した後、判事は異議申請を却下するか、司法補助官の処分を認可または更正することができるだけであり、その事件を司法補助官に再び差し戻す制度はなく、当該処分に関する司法補助官の任務はそこで終結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 司法補助官 | |
| 理由がある場合 | 理由がない場合 |
| 抗告対象処分 | 再度の考案による更正 | 判事に送付 |
| 即時抗告対象処分 |
| 特別抗告対象処分 | 判事に送付 |

ホ）単独判事等の異議申請事件処理

司法補助官から異議申請事件の送付を受けた単独判事等は次のように処理しなければならない(司補規4条6項、 10項)。

* + - * 1. 異議申請(書)の却下

異議申請書を審査し、申請が司法補助官司補規第4条第2項に違反している場合(例えば異議申請 対象処分の表示や異議申請の趣旨に問題がある場合等)には相当な期間を定めて補正を命じ、問題を補正しないときや異議申請期間を経過したときには決定で異議申請を却下する(司補規4条6項1号、 2号前段)。 この却下決定は該当法律に規定される不服申請に対する却下裁判とされ(司補規4条6項2号後段)、この裁判に対しては該当法律で定める手続きにより不服することができる(司補規4条7項)。

売却許否決定に対する異議申請の場合、異議申請書に民事執行法第15条第3項及び第4項、民事執行規則第13条が規定する異議申請(抗告)理由が記載されておらず, 異議申請書を提出した日から10日以内に異議申請(抗告)理由書も提出しない場合や異議申請が不適法でありこれを補正することができないことが明らかである場合(民執90条各号の利害関係人ではない者が提起する異議申請等)には別途の補正命令なしに決定で異議申請を却下する(民執15条5項, 司補規4条10項)。

民事執行法第15条第3項による抗告理由書提出期間は不変期間とはできず, 万一異議申請人に 抗告理由書提出に関する補正命令をして補正命令において定められた相当な期間内に抗告理由が提出された場合であれば異議申請書を提出した日から10日以内に抗告理由書が提出されないという理由で異議申請を却下することはできない(大法院 2019. 8. 21.付 2018マ7371 決定参照)。

また、売却許否決定に対する異議申請をしながら、異議申請期間内に民事執行法第130条第3項による保証の提供がない場合には、別途の補正命令なしに異議申請書を受けた日から1週間以内(異議申請期間が経過した直後)に決定で異議申請書を却下する(民執130条4項, 司補規4条10項, 大法院 2016. 10. 27.付 2016グ115 決定 参照、異議申請却下決定をする事案である)。このような却下決定に対しては即時抗告で不服申立をすることができる。

* + - * 1. 異議申請に理由がある場合(更正)

異議申請に理由があると認められるときには決定で、司法補助官の処分を更正する(司補規4条6項3号)。この更正は判事が司法補助官の処分を審査してする司補規上の処分であり、司法補助官が再度の考案により行う更正とは性格が異なる。この裁判に対しては、当該法律で定められた手続により不服申立てをすることができる(同条7項)。これは特別抗告の対象となる処分の場合も同様である。

* + - * 1. 異議申請に理由がない場合

抗告または即時抗告の対象となる処分の場合

司法補助官の処分のうち単独判事等が処理する場合、抗告または即時抗告の対象となる処分に対する異議申請に理由がないと認められる場合には単独判事等が司法補助官の処分を認可して抗告法院に異議申請事件を送付しなければならない(司補規4条6項5号)。実務上、独立した認可決定書を作成する方式を選ばれる。このとき異議申請自体を当該法律による抗告または即時抗告とみる(司補規4条6項5号)。認可決定は異議申請人に告示し(司補規4条6項5-2号)、認可決定に対しては不服申立をすることができる(司補規 4条8項)。

しかし、異議申請に必要な印紙や手数料が納付されていないときには、相当な期間を定めて異議申請人に補正を命じ、異議申請人が補正しないときには異議申請を却下しなければならない(司補規4条6項6号)。

特別抗告の対象となる処分の場合

司法補助官の処分のうち単独判事等が処理する場合、特別抗告の対象となる処分に対する異議申請に理由がないと認められる場合には、決定で異議申請を却下する(司補規4条6項4号)。このとき司法補助官の処分を認可する必要はない。この却下決定に対しては、不服申立をすることはできない(司補規4条8項)。したがって、特別抗告の事由がある場合には、却下決定を告示受けた日から7日以内に特別抗告のみが可能である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 単独判事等 | |
| 理由がある場合 | 理由がない場合 |
| 抗告対象処分 | 司法補助官処分更正 | 司法補助官処分認可後　抗告法院 送付 |
| 即時抗告対象処分 |
| 却下 |
| 特別抗告対象処分 |

* + - * 1. 抗告法院の処理

司法補助官の処分に対しては、一般的な不服申立制度が適用されず、別途の異議申請制度が適用され、司法補助官の処分自体は抗告法院の審判対象とすることはできない。司法補助官から異議申請事件を送付された単独判事等の裁判をその審判対象とすることができるだけである。

却下(更正)裁判の場合

一方、単独判事等が司法補助官の処分に対して異議申請が不適法であるという理由でこれを却下する裁判をする場合(司補規4条6項2号, 6号)や異議申請に理由があると認められ、司法補助官の処分を更正する場合(司補規4条6項3号)には、その却下裁判や更正裁判に対して当該法律で定める手続により不服申立ができ(司補規4条7項)、これに対して再び即時抗告を提起されるとその却下裁判や更正裁判は抗告法院の審判対象となる。

認可処分の場合

単独判事等が異議申請に理由がないと認め、司法補助官の処分を認可し、異議申請事件を抗告法院に送付する場合(司補規4条6項5号)には、その認可処分が抗告法院の審判対象になり, その異議申請事件を送付された抗告法院は単独判事等がする認可処分に対する抗告または即時抗告とみて、裁判手続を進行する(司補規4条9項)。

* + - * 1. 執行停止等

単独判事等が司補規第4条第6項各号により異議申請事件を処理する場合に当該法律に規定される手続により司法補助官の処分の執行を停止したり、その他の必要な処分をすることができる(司補規4条6項本文後段)。

６）ふたつの類型に包含されない場合

上記ような不服制度のふたつの類型に含まれないものもある。民事執行法第32条、第35条の場合がこれに該当する。裁判を執行するときに条件を付している場合や承継執行文を付与する場合及び数通の執行文を申請して、前に出された執行文を返さずに再び執行文を申請する場合に法院事務官等が執行文を付与するならば「裁判長の命令」がなければならず、このような裁判長の命令もやはり司補規第2条第1項第4号により司法補助官の業務範囲に包含される。もし司法補助官が裁判長に代わり執行文の付与を許可する命令をしない場合、執行文付与の権限を有する法院事務官等は執行文付与を拒否するほかなく、その反対の場合、執行文付与をするほかないが、この場合の不服方法としては執行文付与拒絶処分に対する異議申請、執行文付与の訴え(執行文付与拒絶の場合)と執行文付与に対する異議申請、執行文付与に対する異議の訴え(執行文付与の場合)があるだけである。この場合「裁判長の命令」は独立した裁判ではなく、内部的指示にすぎず、その命令の不法、負担は上記のような不服方法で争えるだけで、これと別に裁判長の命令に対する抗告等で不服することは不適法である(大法院 1967. 10. 13.付67マ530 決定 参照)。これは司法補助官が「裁判長の命令」を遂行する処分に対しても同様である。

７）司法補助官制度による民事訴訟法と民事執行法の一部変形

民事訴訟法と民事執行法によると, 通常の場合、第1審の決定や命令等の裁判に対して抗告または即時抗告をすることができ、抗告法院の決定に対しては再抗告をすることができ、第1審、抗告審、再抗告審の3審制度が維持され、例外的に不服できない決定や命令に対して大法院に特別抗告をすることができるだけである。ところで、司法補助官の処分に対して異議申請制度、 即ち司補規第4条及び第5条で導入されたように、通常の3審制度は「第1-1審(司法補助官), 제1-2審(判事), 抗告審, 再抗告審」の4審制度に変形されており、不服できない決定や命令に対しても異議申請をすると、判事はその異議申請が理由がある場合、司法補助官の処分を更正することができ、もはや民事訴訟法や民事執行法においていかに「不服できない」決定や命令だと規定されていても、その決定や命令を司法補助官がするならば、それは「不服できる」ものに変質しているものと思われる。このように民事訴訟法と民事執行法の審級制度が司法補助官の処分に対する異議申請制度の導入により一部変形されていることは現在の状況ではやむを得ないことである。

Ⅴ　制度の合憲性に関する考察

法院組織法第54条第2項第1号のうち民事訴訟法上の訴訟費用額確定決定手続における法院の事務及び民事訴訟法による督促手続における法院の事務に関して憲法裁判所は以下のように憲法に違反しないものと判示している。

22　憲法裁判所 2009. 2. 26. 宣告2007헌바8,84(併合)全員裁判部

司法補助官による訴訟費用額確定決定手続を規定する法院組織法(2005. 3. 24. 法律 第7402号で改正されたもの)第54条第2項第1号のうち、「『民事訴訟法』(同法が準用する場合を含む)上の 訴訟費用額確定決定手続における法院の事務」部分(以下、「本事件条項」という)が裁判請求権を規定する憲法第27条第1項[[1]](#footnote-1)に違反するかどうか(消極)

「法院組織法で司法補助官制度を導入した趣旨は、司法人力をより効率的に運用するために、法院の業務のうち相対的に争訟性がないか希薄な非訟的形式的手続業務を法官ではないが、法院一般職公務員のうち一定の資格を有する司法補助官に担わせ法官の業務を軽減させさらに全体的に司法サービスを向上させるためであり、司法補助官による訴訟費用額確定決定手続を処理するようにした本事件条項の立法目的は正当である。

憲法第27条第1項の裁判請求権保障と関連して最低限法官が事実を確定して法律を解釈・適用する裁判を受ける権利を保障することが要請されるので、司法補助官の処分に対する異議手続は重要である。法院組織法第54条第3項等では司法補助官の処分に対する異議申請を許容することにより同一審級内で法官から再び裁判を受けることができる権利を保障しているが、本事件条項による訴訟費用額確定決定手続の場合にもこのような異議手続により法官による判断を経るようにして法官による事実確定と法律解釈の機会を保障している。

このように本事件条項による司法補助官制度は異議手続等により法官が司法補助官の訴訟費用額確定決定手続を処理することで適切な業務処理を図るとともに司法補助官の処分に対して法官による事実確定と法律の解釈適用の機会を保障しており, これは限定された司法人力を実質的争訟に集中するようにして究極的には国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する立法目的達成に寄与する的な手段であると認められる。

したがって、司法補助官に訴訟費用額確定決定手続を処理するようにする本事件条項がその立法裁量権を著しく不合理または恣意的に行使したと断定できず憲法第27条第1項に違反するといえない。」

23　憲法裁判所 2020. 12. 23. 宣告 2019헌바353 全員裁判部

司法補助官が民事訴訟法による督促手続における法院の事務を処理できるように規定する法院組織法第54条第2項第1号の民事訴訟法による督促手続における法院の事務に関する部分(以下「 本事件法院組織法条項」という)が法官による裁判を受ける権利を侵害しているか否か（消極)

「法官による裁判を受ける権利を保障することは、法官が事実を確定し法律を解釈・適用する裁判を受ける権利を保障する意味であり、万一そのような保障がちゃんとなされていないのであれば、憲法上保障された裁判を受ける権利の本質的内容が侵害されているということであり我が国の憲法上許容されない。さらに憲法第27条第1項が規定する裁判請求権を保障するためには立法者による裁判請求権の救済的形成が不可避なため立法者の広範囲な立法裁量が認められる。

口頭弁論主義と公判中心主義による裁判の充実化要請等により法官が実質的争訟に該当する裁判業務により多くの時間と労力を投入する必要性は増大しているものの、法官数を増やすには限界がある。したがって、立法者としては法院の業務のうち相対的に訴訟性がないか希薄な業務を法官ではないがこのような業務を担当する能力と専門的知識を有する者に担当させるようにでき、そうすれば法官がすべて担当する場合よりむしろ全体的に司法サービスの質を向上させ国民の管理保護をより充実にすることができる。本事件法院組織法条項は法院の一般的公務員のうち一定の資格を有する司法補助官に民事訴訟法による督促手続における法院の事務を処理できるようにするものであり、司法支援の適切な分配と効率性を図っている。特に民事訴訟法により督促手続における法院の事務は定型的な事務が大部分であり、その業務の内容と性格及び難易度等に照らして、これを法院の一般的公務員として勤務する経歴が相当な司法補助官が処理することは十分に可能である。

その上、司法補助官の処分に対しては法院組織法で法官に異議申請をできるように明示しており、司法補助官司補規でその異議手続に関して詳細に規定しているので、これを通して法官により事実確定と法律の解釈・適用の機会を保障している。

さらに法院組織法及び司法補助官規則等で、専門性と能力を有する司法補助官を選抜することができるように客観的な選抜資格及び手続に関して規定しており、司法補助官に関する法官の具体的な監督権、司法補助官に対する除斥ㆍ忌避ㆍ回避手続等司法補助官の公正性と中立性を確保できるようにしている。

したがって本事件法院組織法条項が立法裁量権の限界を超え、恣意的な立法として法官による裁判を受ける権利を侵害したということはできない。」

Ⅵ　おわりに

司法補助官制度が成功的に定着する中で、司法補助官の名称変更及び業務領域拡大が議論されている。

まず、司法補助官の名称を法院審判官、司法審判官、司法担当官または司法審査官等に変更しなければならないという見解がある。業務処理において独立性が認められる点に照らし「輔佐」という用語が適切でないというのが主な理由である。ただし、反対見解も少なくない。

つぎに、主要国に比べ韓国の法官の業務が過大であるにもかかわらず、弾力的な法官及び裁判研究員の増員が簡単でないため争訟性が弱い保全処分の担保取消、財産明示、給与所得者の個人回生手続、登記懈怠過怠料事件の略式手続に関する法院の事務等を新たに司法補助官の業務にしなければならないという議論がある。

1. 모든 국민은 헌법과 법률이 정한 법관에 의하여 법률에 의한 재판을 받을 권리를 가진다. [↑](#footnote-ref-1)